

3. 年末に受け取る源泉徴収票を必ずチェックしよう

ポイント

- 源泉徴収とは会社が給与から税金を差し引いて、社員に代わり納税する制度のこと。
- 源泉徴収票は、社員に1年分(1~12月)の納税額を知らせるもので、会社より年末に発行される。

「源泉徴収票」から手取り年収が計算できる!

令和 年分 給与所得の源泉徴収票											
支払 を受け る者	住所 又は居 所	(受給者番号)									
		(役職名)									
		氏名 (フリガナ)									
種別	① 支払金額	② 給与所得控除後の金額 (調整控除後)			③ 所得控除の額の合計額			④ 源泉徴収税額			
	内 3 287 千 500 円	2 218 千 800 円			984 千 056 円			62 千 900 円			
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数			
有 従有	老人	特 定	老 人	そ の 他	人	特 別	そ の 他	人	人	人	
千 円	千 円	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
①	②	③			④						
a 社会保険料等の金額		b 生命保険料の控除額		c 地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
内 482 千 056 円		22 千 000 円		0 千 0 円		千 0 円					
(摘要)											

手取り年収の計算例

① 支払金額
(額面年収)

3,287,500円

④ 源泉徴収税額
(所得税)

62,900円

a 社会保険料等の
金額

482,056円

住民税
(毎月の給与明細書の額
×12カ月※) ※10,000円と設定

(10,000円×12)

※住民税は前年の所得に基づいて確定されるため、社会人1年目は差し引かれず、2年目より毎月の給与から引かれます。

= 2,622,544円(手取り年収)



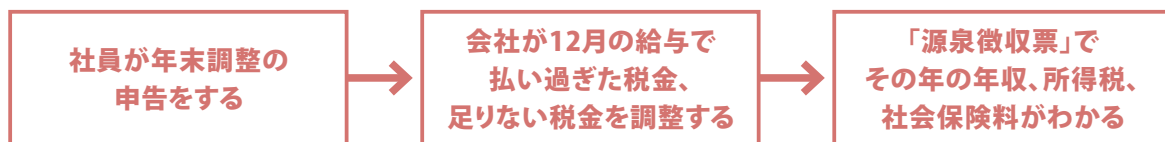
税額を決めるための「年末調整」とは？

所得税は社会保険料や住民税（入社2年目以降）などととも毎月の給与や賞与から天引き（源泉徴収）されていますが、その額は年間の支払額が決まらない段階での概算です。

そこで、1年間の支払金額①が確定する年末（12月）に、社員それぞれの事情に応じて控除③を行ったうえで、税金を計算し直します。これが年末調整です。

年内に扶養家族が増減したり、民間の保険に加入したりした人は、会社から年末に配付される「扶養控除等申告書」等を提出して控除を受けましょう。

年末調整により、正しい所得税額とこれまで概算で徴収した税金を比較し、一般的には12月の給与で払い過ぎていた税金が戻ったり、足りない分が引かれたりすることになります。



① 支払金額

一般的に言う年収

1年間の給与と賞与の合計額。税金や社会保険料を差し引く前の「額面年収（総支給額）」。

② 給与所得控除後の金額

①から「必要経費」を引いた給与所得

給与所得控除とは会社員にとって「必要経費」と見なされる額を差し引くこと。税金の計算上考慮されるもので、実際に差し引かれて手取り額が減るわけではありません。給与所得控除額は給与等の収入金額に応じて一定の式で算出します。

③ 所得控除の額の合計額

社会保険料以外は年末調整で会社に申告が必要

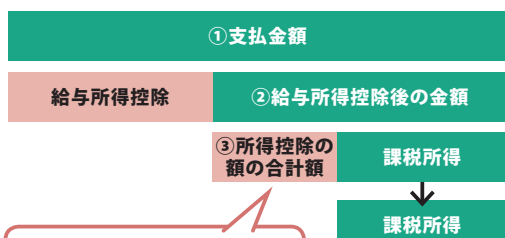
「給与所得控除」以外の控除の合計額。a社会保険料等の控除（自分あるいは配偶者等の社会保険料の合計）、b生命保険料の控除（生命保険・個人年金保険加入者が受けられる）、c地震保険料の控除（地震保険加入者が受けられる）、その他すべての人が受けられる基礎控除、扶養家族に対し受けられる配偶者控除、扶養控除などを合計。

④ 源泉徴収税額

年末調整で確定した所得税額

「②給与所得控除後の金額」から、「③所得控除の額の合計額」を差し引いた課税所得に税率（所得金額によって5%から45%まで7段階で設定）を掛けて算出。復興特別所得税との合計になります。

所得（源泉徴収）税額の算出式（図解）



a + b + c + 基礎控除、配偶者控除、扶養控除など

左図のように各種控除額を差し引いた課税所得額に、該当する税率を掛け、税額控除額を引き、源泉徴収税額が算出されます。税額控除とは、税率を掛けて算出した所得税額から一定の金額を控除するもので、住宅ローン等を利用した際（住宅ローン控除）などに適用されます。

税金の計算上、差し引ける「控除」について詳しく知ろう

源泉徴収税額を算出するうえで、押さえておくべきなのが所得控除の存在です。納税者の個別の事情に合わせ、税額計算上の所得（課税所得）を下げ、税額を抑えることで納税者の負担を軽減します。生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除は年末調整時に申告することで、会社が手続きしてくれます。

会社員に関係ある所得控除にはこんなモノがある!

年末調整で差し引ける…社会保険料控除、生命保険料控除、基礎控除、配偶者控除、扶養控除など
確定申告で差し引ける…医療費控除、寄附金控除など

会社員でも「確定申告」すれば税金が戻ってくる時がある!

会社員は年末に会社が行ってくれる「年末調整」以外にも、本人と家族の分を合計し、1年で10万円以上の医療費がかかった場合（医療費控除）、特定の団体に寄附した場合（寄附金控除）などは、自分で確定申告をすることで、払い過ぎた税金が戻ってくることがあります。その他、副業の所得が年間20万円を超えた人や年収が2,000万円を超えた場合などは、確定申告の義務が発生します。

確定申告をする際は確定申告書に必要事項を記載し、住所地を管轄する税務署に提出します。国税庁のホームページにある「確定申告書等作成コーナー」でも申告書の作成は可能。パソコンやスマート

フォンから国税電子申告・納税システム「e-Tax（イータックス）」を利用して申告することもできます。



Column お金のプロ・FPが教えます

確定申告不要! 「ふるさと納税」とは?

「ふるさと納税」とは、自分が住んでいる地域以外の地域（地方自治体）に寄附をすると、寄附金額から2,000円を引いた金額が、その年の所得税や翌年度の住民税から控除される制度です。右図のとおり、寄附先が年間5団体以内であれば、確定申告なしで控除を受けられるため、会社員も気軽に利用できます。自治体によっては豪華な返礼品がもらえるため、その還元率の高さも話題ですが、本来の目的は自分の出身地や応援したい自治体に寄附をするというものです。災害に遭った被災地への支援として活用するのもよいでしょう。一方で都市部からの税収流出の増大、それに伴う行政サービス低下のリスクについても知っておきましょう。

ふるさと納税の仕組み

